

災害等情報（詳報）

鉱種：石油・可燃性天然ガス	鉱山の所在地：秋田県					
災害等の種類：（坑外）転倒	発生日時： 平成26年1月3日（金） 14時00分頃	罹災者数	死	重	軽	計
罹災者 年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、担当職経験年数： 50歳、生産課員、直轄、勤続年数30年、担当職経験年数4ヶ月						
罹災程度：右上腕骨骨幹部骨折（27日休業）						
<p>【概要】</p> <p>罹災者は、エマルジョンピット室内の巡視を終えて同室を出る直前、構内融雪の散水により長靴の底が濡れていたため出入口付近の縞鋼板の床で右足が滑り、バランスを崩して転倒した際に体をかばおうとして右腕をつき、罹災した。</p> <p>※エマルジョンピット：原油中に微粒となって含まれる水分を分離・回収するための槽</p>						
<p>【原因】</p> <p>○構内融雪の散水により長靴の底が濡れていたため縞鋼板の床で右足が滑り、バランスを崩して転倒し、その際に体をかばおうとして右腕をついた。</p>						
<p>【対策】</p> <p>○災害発生箇所であるエマルジョンピットの縞鋼板の通路部分に滑り止めを施すこととし、応急的に当該箇所に滑り止めシートを貼り、恒久対策として滑り止めペイントを塗布した。</p> <p>○巡視点検通路について、冬期特有の危険箇所の点検を行い、優先順位を付け、上記の恒久的対策を講ずることとした。</p>						
<p>【参考情報等】</p> <p>○鉱山では、本災害発生前から「巡視中、道路又は通路で滑って転倒する。」というリスクに対して、「大股で歩かない、保安長靴の底が減ったら早期に交換する。」という措置を決めていたにもかかわらず、長靴の底が濡れていたことから、想定以上に足下が滑って転倒したと考えられます。</p> <p>日頃から、床の材質や気候条件等、周囲の状況変化に気を配って慎重に行動しましょう。</p> <p>○鉱山保安法令及び労働安全衛生法令における参考規定は以下のとおりです。</p> <p><鉱山保安法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉱山等に設置される施設に関する共通の技術基準（鉱業上使用する工作物等の技術 						

基準を定める省令第3条第1号)

<労働安全衛生法令>

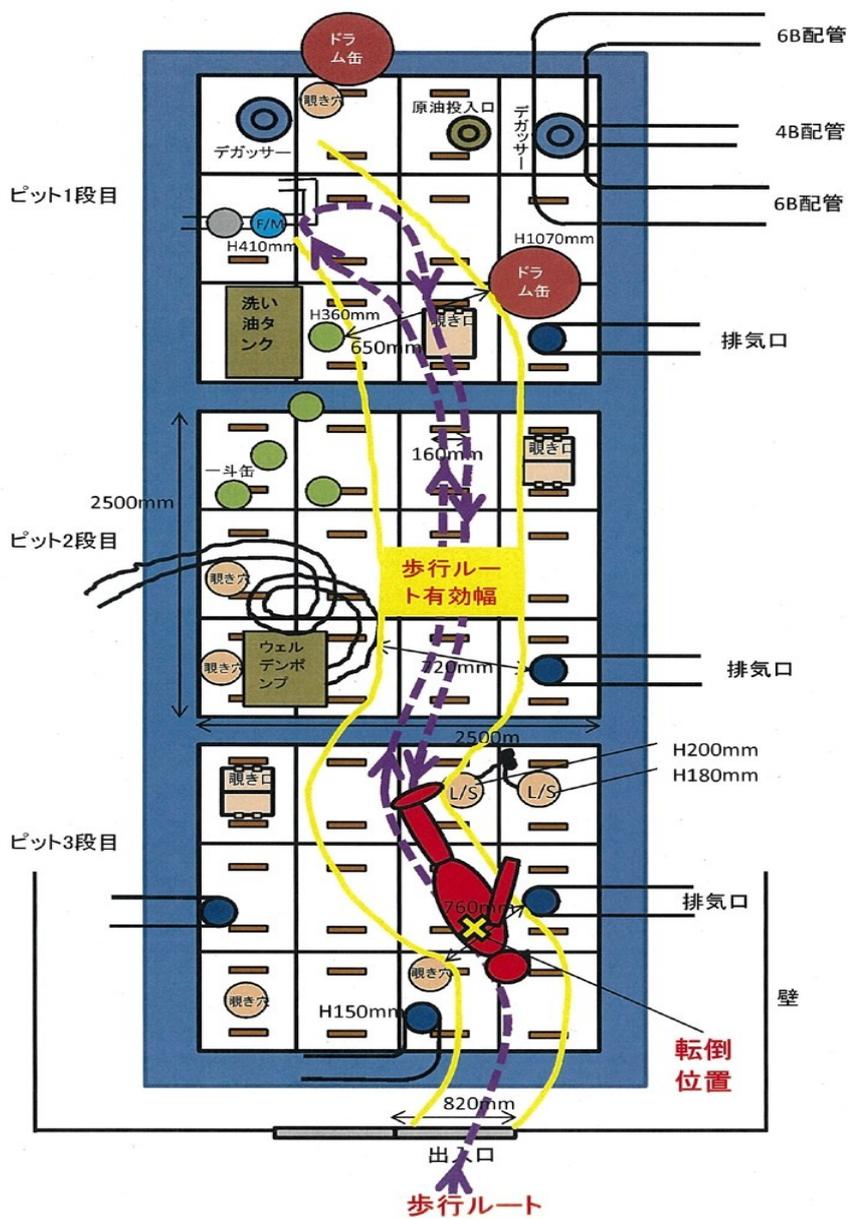
- ・通路に関する安全基準 (労働安全衛生規則第540条第1項)

【お問い合わせ先】

関東東北産業保安監督部東北支部 鉦山保安課 西澤

電話番号 022-221-4964

エマルジョンピット室内 概念図



災害現場「写真」

【写真-1＝エマルジュンピット室入口「全景」】



【写真-2＝エマルジュンピット室「室内状況」】



エマルジョンピット滑り止めペイント施工完了写真

